

(参考3)

# 消費者政策の研究に向けて

東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院

田辺 国昭

# 本日の報告内容

1. 政策手段としての規制と情報： 情報表示の義務化政策を中心に
2. 省庁内研究組織等に関して： 私の経験から

# 規制の基本構造

1. 基準の設定
2. モニター
3. 基準と乖離している場合の是正ないしは罰則

例

薬事法、水質汚染防止法

# 特定の情報開示政策(Targeted Transparency Policy)

例

1. 株式上場会社の財務諸表の公開
2. 食品の産地、添加物などの表示
3. 省エネ性能の表示
4. 住宅性能表示制度
5. 大学におけるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、卒業進路等の情報の公表
6. 政治資金の公表

# 特定情報の表示の義務づけ政策のデザイン要素

1. 特定の政策目的
2. 特定の開示の対象
3. 一定の情報の範囲
4. 情報の基準と媒体の特定
5. 執行のメカニズム

# 1. 特定の政策目的

- ・情報にさらされるものの位置を変える
- ・情報の非対称性の存在、情報を流すことでより適切な決定ができる
  - a. 情報の非対称性が一般市民のリスクを増大させている場合に、介入
  - b. 情報の欠如がサービスの質を損なっている場合に、介入
  - c. 情報の非対称性が、許容できない差別や社会的不平等を助長している場合に、介入
  - d. 情報の非対称性が、公衆に資する重要な機関の腐敗を許している場合に、介入

## 2. 開示の対象者

- ・誰が情報開示の対象者となるか
  - a. 公的なリスクやパフォーマンスの問題に責任があると見なされる組織
  - b. 他方でこの対象者の特定は政治的には議論を巻き起こすものに

# 3. 情報開示の範囲

- ・政策が減少させようとする弊害に関わるたぐいの情報
- ・しかしながらこの境界の確定は簡単ではない
- ・新しい情報を作成する必要があるときは、開示に関わるコストは開示者側に負担を強いることに



## 4. 情報の構造と媒体

・開示する情報の内容とフォーマットを標準化し、比較可能性を得る必要がある

(1) どのような測定指標を用いるのか、どの程度の正確さを要求するのか

(2) 情報開示の頻度、どのインターバルでアップデートするのか

(3) 伝達の媒体、紙かネットか

これらが有効性を左右する

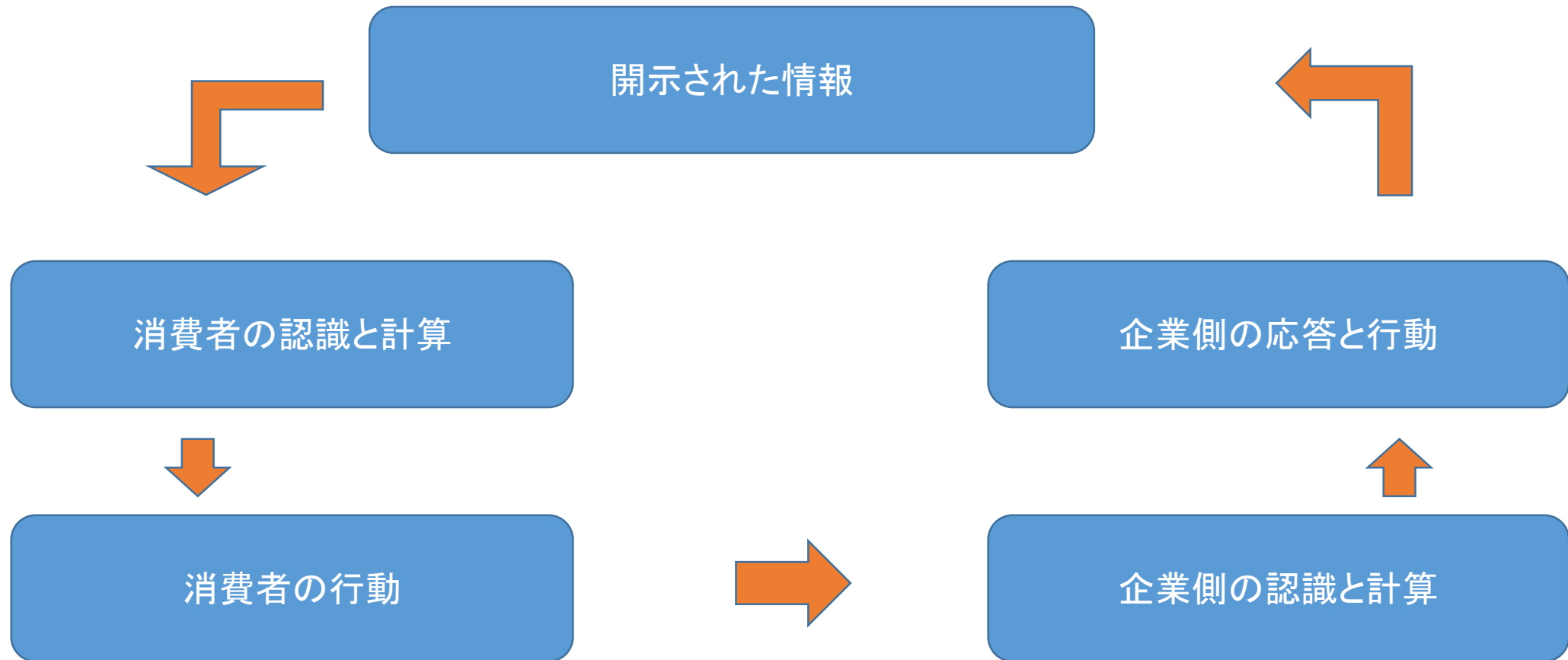
# 5. 執行

- ・情報開示を怠っていないか否かをモニター
- ・間違った情報を開示している場合には、是正や罰則
- ・しかしながらデータ自体は開示側にあり、そのため実態と合致しているのかをモニターする方法の開発が必要

# 規制と情報開示の義務化の対比

	規制	情報開示の義務化
統制のポイント	基準の明示化	情報の開示
	シグナルは明確	シグナルは曖昧
関係	政府と企業	政府、消費者、企業
	(消費者は直接は関わらない)	(消費者の行動が媒介に)
行動	一定の行動を引き出す	コストとベネフィットを計算して行動
	(その点で画一的反応)	(その点で多様な反応)

# 情報開示の義務化の行為サイクル



# 行為サイクルを阻害する要因

## 1. 政府と企業側、消費者側との目標の乖離や対立

- ・一般的には消費者側と政府は合致、しかし開示する側には一致するとは限らない

## 2. 間違った解釈と行動

- ・認識上のミス、特にリスクを過大に判断
- ・不適切な測定指標など

# 情報表示の義務づけ政策が機能する条件

1. 情報の開示によってリスクに対する情報ギャップを埋めることに実質的に役立つ
2. 質等をどのように測定するのかに対する合意がある
3. コミュニケーションが実質的で伝わる
4. 情報に利用者が選択を向上させるための意思と能力を持つ
5. 公表がリスクを減少させ、パフォーマンスを向上させる方向に働く
6. 様々な結果が受け入れられている

# 消費者政策の研究にむけて

1. 情報開示の義務化政策に示される行為サイクルは、消費者政策を考える際の適切な枠組みを提供
2. さらに個別のフェイズにおいて、どのような場合に連鎖が途切れるのか、効果的な提供方法は何であるのか等に対する実証的研究が必要
3. 規制と情報の義務的開示などのみならず、補助金、カウンセリングなど政策手段全般に対する見取り図の必要

# 各府省の研究機関等（個人的に関わったもの）

府省名	研究機関	専任研究員	機関誌
総務省(行政管理系)	一般財団法人 行政管理研究センター	有(非常勤)	季刊行政研究、季刊評価クォーターリー
総務省(旧自治省系)	一般財団法人 地方自治研究機構	有(常勤)	自治体法務研究(季刊)
会計検査院	無	有(非常勤)	会計検査研究(年2回)
厚生労働省	国立社会保障・人口問題研究所	有(常勤)	社会保障研究(季刊)
経済産業省	独立行政法人経済産業研究所	有(常勤・非常勤)	無
国土交通省	一般財団法人 運輸総合研究所	有(常勤)	運輸政策研究(年1回)



# 研究機関等の組織形態

1. 附置研究所  
社会保障・人口問題研究所
2. 独立行政法人  
経済産業研究所
3. 一般社団法人等  
行政管理研究センター、 地方自治研究機構
4. 特に組織を置かず所内で対応  
会計検査院

# 研究機関等の機能

1. 研究者との交流等 — 研究会のロジ等も含む —
2. 政策的な事項の調査
3. 対外的な発信 — 機関誌の持つ意味 —
4. 中長期的な課題の発掘

# 研究機関等の課題

1. 安定的な資金をどうするか  
特に、外部に設置した場合には深刻に
2. 研究のガバナンスをどうするか  
コア業務とそれ以外の研究とのバランス
3. 人材をどのように確保するか  
コミットメントする人材の必要
4. 研究機関の必要性をどのように主張するのか  
多くの機関は、絶えず不要論と戦わざるを得ない  
また、評価に耐えられる業務遂行と評価指標の必要